

会議録

会議の名称	第4回小金井市子ども・子育て会議		
事務局	子ども家庭部子育て支援課		
開催日時	令和4年7月13日(水) 18時30分から19時56分まで		
開催場所	801会議室		
出席者	委員	会長 倉持 清美 委員 会長職務代理 萬羽 郁子 委員 委員 石倉 秀一 委員 奥村 啓 委員 喜多 明人 委員 古源 美紀 委員 水津 由紀 委員 鈴木 隆行 委員 谷村 保宣 委員 檀原 延和 委員 長岡 好 委員 宗片 匠 委員 村田 由美 委員 欠席委員 栗田小百合 委員 深井 園子 委員	
	事務局	子ども家庭部長 大澤 秀典 子育て支援課長 秋葉 美苗子 子ども家庭支援センター等担当課長 黒澤 佳枝 子育て支援係長 古賀 誠 子育て支援係 山下 真優 保育課長 三浦 真 保育政策担当課長 平岡 良一 保育係長 清水 一樹 児童青少年課長 深草 智子 児童青少年係長 鈴木 拓也 学童保育係長 野村 哲也 児童青少年課主査 前田 裕女 健康課長 石原 弘一	
傍聴の可否	可		
傍聴者数	4人		
会議次第	1 開会 2 委嘱状の交付 3 「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況の点検・評価 4 その他 5 閉会		
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり		
提出資料	資料23 小金井市子ども・子育て会議委員名簿		

資料24	「のびゆくこどもプラン 小金井」事業進捗状況評価表
資料25	事業進捗状況評価表に対する意見質問等（当日配付）
資料26	令和4年度待機児童数（速報値）について
資料27	市内保育施設配置状況及び各施設総定員数
資料28	放課後児童健全育成事業の入所児童数等について
資料29	産後ケア利用条件変更
資料30	多胎児移動支援
資料31	子どもオンブズパーソン開設準備状況
資料32	子どもの居場所づくり事業補助金

第4回小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和4年7月13日

- 倉持会長 ただいまから第4回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。
- 今日は、栗田委員、深井委員から欠席の御連絡をいただいておりますので、御報告させていただきます。
- それでは、直ちに次第(2)委嘱状の交付を議題といたします。
- 子ども家庭部長 本来であれば、本日保健所の御推薦をいただいております深井委員がお見えになる予定でしたが、この間、御存じのとおりコロナがかなり増えているというところで、急遽欠席というふうな形の御連絡をいただいたところでございます。ここで、本来なら辞令を交付するところでございますが、本人が御欠席というところもございまして、私どものほうで責任を持ちまして委嘱状のほうを深井委員にお送りをさせていただくという形にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。
- 倉持会長 それでは、子ども・子育て会議の委員名簿につきましては、資料23のほうで確認してください。
- それでは、次第(2)は以上といたします。
- 次に、次第(3)「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況の点検・評価のほうに進みたいと思います。
- 事務局から資料を提出いただいておりますので、説明を受けたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 子育て支援係長 初めに、資料24を御覧ください。
- まず、資料の構成ですが、評価表1、2及び3に分かれており、さらに評価表3については、重点事業とそれ以外の事業に細分化しております。
- まず、1枚目ですが、評価表1の教育・保育施設になります。こちらは、幼稚園と保育所に関わるもので、計画では、第3章第2節に該当する部分となります。令和3年度と令和4年度の進捗状況を記載しておりますが、こちらは令和4年4月1日現在で令和4年度実績が出ることから、令和4年度の進捗状況を記載しております。
- 続いて、1枚めくっていただきまして、評価表2の地域子ども・子育て支援事業です。こちらは、いわゆる法定13事業に関するもので、計画の第3章第3節に該当する部分

となります。令和2年度と令和3年度の進捗状況を記載していますが、こちらは、令和4年度が終了しないと令和4年度実績が出ないことから、令和3年度までの記載としております。

続いて、4枚ほど先になります評価表3（重点事業のみ）になります。こちらは、計画の第4章子ども・子育て支援施策の取組掲載中、重点事業と位置つけたものです。各事業について、令和3年度の実施状況と次年度、要するに令和4年度に向けての課題・展望を記載しております。こちらも、令和4年度が終了しないと令和4年度実績が出ないことから、令和3年度までの記載としております。

続いて、4枚ほど先になります評価表3（重点事業以外の事業）になります。こちらは、計画の第4章子ども・子育て支援施策の取組掲載中、重点事業以外の事業に関するものです。各事業について、予定どおりに進んだか、予定どおりにいかなかったかのどちらかを選択し、予定どおりにいかなかった場合のみ、その理由と次年度に向けての課題、検討内容を必須としております。なお、予定どおりに進んだ場合のコメントは任意としておりますので、記載のある項目とそうでないものがあります。また、こちらも令和4年度が終了しないと令和4年度実績が出ないことから、令和3年度の記載としております。

以上が、各事業の担当課において行った点検・評価結果になります。

次に、子ども・子育て会議としての点検・評価をどのように行うかですが、終着点としましては、昨年度と同様に8月に点検・評価結果の報告書をいただきたいと考えております。評価結果の様式の委員意見欄に、先日いただいた意見と、本日の審議を踏まえ、追加される意見があればそちらを追加するものです。

続いて、資料25に移りますが、資料24事業進捗状況表につきまして、4人の委員の方々から事前に御意見等を提出いただきました。資料25の進捗状況評価表に関しまして、委員から御提出いただきました意見、質問等と、それに対する担当課コメントを記載したものととなります。

なお、委員からいただいた意見、質問等を踏まえ、資料24の一部を修正しております。詳細は、それぞれ資料を御覧ください。

○保育政策担当課長 続きますので、保育課のほうから資料2点について御説明をさせていただきます。

資料は26と27になります。

初めに、資料26について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和4年4月の待機児童数（速報値）についての資料となります。例年、子ども・子育て会議には、同様の書式で御報告しているものとなりますが、今年4月の待機児童数は現時点で速報値の段階となりますが、本市においては11人という状況でございました。

待機児童については、例年、東京都を通じて国に報告された後、7月の中旬から下旬ぐらいに確定することとなります。詳細については、資料を御確認ください。

続きまして、資料27について御説明させていただきます。

こちらは、地図になっておりますけれども、前回の会議で萬羽委員より御発言がありました、市内の保育施設の配置状況と各施設の総定員数を地図に落としたものとなります。四角の中の数字が各保育園の定員数を表しております、各園の配置状況については、おおむねの位置を地図に落としますので、そのような形で御覧をいただければと思います。

○児童青少年課長 続きまして、児童青少年課から資料28について説明をさせていただきます。

こちらは、放課後児童健全育成事業の入所児童数等についてでございます。資料向かって左側になりますが、令和4年4月1日現在の各学童保育所、施設定員、入所児童数の一覧となっております。

右側の表ですが、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」に掲載されております量の見込みと確保の内容と同じ表の中に、令和2年度、令和3年度及び令和4年度見込みの数値に対しての実績の数値を加えた表となっております。

表の左についてでございますが、量の見込みと下段の平均利用人数予測を御覧ください。令和2年度【低学年】量の見込み計の実績が1,191人となっております。ここから過去4年の利用希望日数から算出した割合が約85%というところで、1,191人から85%を掛けると1,012人となり、確保の内容960人より僅かに上回っているような状況となります。この考え方は、平成27年に国の基準が定められ、一つの支援の単位を構成する児童の数は平均利用人数というのがございます。入所児童数から平均利用人数を算出するという解説が出ております。令和4年度については、平均利用人数の調査を実施したところ、低学年の利用人数が1,139人となり、確保の内容が1,120人であるため、国の基準で申し上げますと、確保の内容と比べますと僅かに上回っているような状況でございます。

過去の子ども・子育て会議の議論でもございましたが、確保の内容に対して足りていない状況は、担当としても課題と認識しております。学童の大規模化への対応は、早急に対応しなければならないと感じているところでございます。

なお、補足でございますが、今年度、令和4年度の学童保育所の動きといたしましては、学童の大規模化に対応するため、この4月にみなみ暫定第3学童保育所を南小学校の御協力の下、学校施設を活用し、新たに開設したところです。しかしながら、育成室の不足は大きな課題でございますので、引き続き対応してまいりたいと考えております。

また、9か所ある学童保育所のうち、公設公営が4か所、公設民営が5か所ございます。そのうち、さわらび学童保育所、みなみ学童保育所におきまして、平成30年から令和4年度までで5年を経過するため、令和5年度から新たな契約となります。現在、再選定のためのプロポーザルを実施しているような状況でございます。

○健康課長 それでは、資料29、産後ケア事業に係る利用条件の変更について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和4年度から自己負担額の軽減及び利用対象の拡大を行いましたので、その概要について御説明のほうをさせていただきます。

資料29の3、利用条件の変更のところでございますけれども、今までデイサービス日帰り型の自己負担額6,000円であったところ、令和4年度から3,000円に引き下げてございます。また、宿泊型につきましては、1万2,000円であったところ、6,000円に引下げをしてございます。従前より、生活保護受給者、非課税世帯については、自己負担は無料で御利用いただいていたところでございます。

それから、多胎児の加算につきましても軽減を図りました。令和4年度からは、日帰り型、宿泊型についても、多胎児の追加の加算については廃止したところでございます。

裏面に移りまして、利用対象者の拡大でございます。これまで寝返りを打つまでのお子さんをお持ちの母子というところで、生後4か月未満に限定してございましたけれども、令和4年度以降は、生後1歳未満の母子に対象のほうを拡大してございます。

利用条件の変更によりまして、今現在まだ令和4年度、年度が閉まっていないので、利用負担額の軽減によってどれぐらい利用が伸びるのかというのはまだつかみ切れてないところでございますけれども、御参考までに現状の利用数を申し上げますと、日帰り型が令和4年度について現時点で10人、宿泊型については14人というところでございます。

続きまして、資料30、多胎児家庭支援事業について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、多胎児を養育される御家庭の移動の支援などにもお使いいただけるように、こども商品券について、1世帯当たり2万4,000円分の交付を行う事業でございます。交付の条件といたしましては、(2)の対象のところでございますけれども、3歳未満の世帯の保護者の方につきましては、(3)の事業内容のところにお説明がございまして、市の医療専門職等、保健師が対象の方と面談をさせていただきます。御家庭の状況など、子育てニーズの把握を行った上で、こども商品券2万4,000円分の交付のほうをさせていただくというスキームで行ってございます。こちらのこども商品券につきましては、従前から市のほうで育児パッケージとして採用している品でございます。お買物にもお使いいただけますし、市内の主なタクシー事業者におきましても、利用料の支払いとしてお使いいただけるということで、移動支援にもなるということで、こういった育児パッケージとして採用させていただいているところでございます。

○児童青少年課主査 続きまして、資料31を御覧ください。

施策の方向性1-1重点事業1の子どもオンブズパーソンの開設準備状況につきまして、去年度の進捗状況については資料24、評価表3のとおりですが、今年度の状況を追加で御報告させていただきます。

まずは、本事業の制度設計に関しまして、部会での議論も含め、御尽力いただきましてありがとうございます。前回の子ども・子育て会議では、条例が制定された旨御報告させていただいたところです。

今年度4月1日付で、3年任期で子どもオンブズパーソンを2名、市長より委嘱しております。1名は、制度設計時にアドバイザーとして参加していただきました日本体育大学准教授の半田勝久さん、もう一方は、男女比や専門分野を考慮しまして、弁護士の村井朗子さんに就任いただいております。また、相談・調査専門員については現在3名雇用いたしまして、それぞれ有資格については資料のとおりです。

開設日につきましては、まだ予定という御案内にはなりますが、9月1日を開設予定としております。開設後は、相談受付時間を木曜日を除く平日の1時から夜の7時まで、土曜日は午前10時から4時までとし、調整活動などはその時間以外にも行う予定です。

開設の事前周知といたしまして、もうホームページも掲載を始めているところではあるんですが、子ども向けのイベントと施設見学会を夏休み期間中に実施いたします。小

中学校に昨日配布に回ったところではあるんですが、委員の皆様のお手元にはチラシのほうを机上配付をさせていただいているところです。

開設の周知とともに、電話のかけ方になじみのない子どもに対し、フリーダイヤルをかけること、また、自宅に固定電話がない子どもに対して公衆電話を使うということを経験させることで相談ハードルを下げることを目的に、7月21日から8月末まで実施をし、その後、相談室に足を運んでもらうこともハードルを下げることにつながると思いますので、9月1日以降に相談室で景品を交換するというものを1か月実施いたします。

施設見学会につきましては、資料のとおり、関係機関向けと市民向けにそれぞれ2日間ずつ行います。17日の午後と25日は、終日子どもオンブズパーソンも在籍する予定であります。

そのほかの4月1日以降の開設準備状況につきましては、資料を御覧ください。

○子育て支援係長 資料32を御覧ください。

令和3年8月9日付で子ども・子育て会議から小金井市長宛てに子どもの居場所部会審議内容の報告をいただきまして、同年9月15日付で、小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針を定めたところですが、令和4年度から子どもの居場所づくり事業補助金事業を開始しました。同事業は、昨年度まで子ども食堂を対象に補助事業を実施していたところ、補助対象を拡大し、新たに学習支援の居場所や自由な居場所も対象にしております。

また、令和4年5月30日には、子どもの居場所づくり事業補助金事業説明会を実施したところ、15名の方々に御参加いただき、同年6月15日から6月30日までの期間で意向調査を実施したところ、7団体から計12の居場所についての意向を確認したところでは。

なお、内訳につきましては、子ども食堂5、学習支援2、自由な居場所が5となっております。今後は、例年同様10月頃に補助金申請を受付ける予定であります。

○倉持会長 ありがとうございます。

それでは以上で説明終わりました。たくさんだったので消化不良のところもあると思いますが、今年度の計画の進捗状況の点検・評価について、事業進捗状況評価表と関連資料に基づき今たくさん御説明いただいたわけですが、何かこれについて御意見など御発言されたいことがありましたら積極的に手を挙げていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

お願いいたします。

○谷村委員　すみません、久々なのでどうやって質問するか、思い出しながらなんですけど、ちょっと軽いところから。

資料29の産後ケア事業の資料なんですけど、利用者の延べ人数が書かれていると思うんですけど、1人当たり平均何泊ぐらいとかっていうところってあるんですか。

○健康課長　最高6泊7日まで利用はできるんですけども、ほとんどの方は宿泊型の方は1泊2日で退室される方がほとんどでございます。

○谷村委員　令和3年度52人っていうと、大体アベレージでみんな1泊ということで、計50人泊程度という感じのイメージですか。

○健康課長　そうです。

○谷村委員　ありがとうございます。

○倉持会長　谷村委員は、同じ方が何回もということをお聞きしたいということですか。

○谷村委員　同じ方が何回もというか、合計で何泊ぐらい結局施設が使われていたのかなというところに興味があって。

○倉持会長　分かりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。資料25のほうでは、御質問に対して担当課のほうでコメントいただいていますけれど、そのことについて、重ねて質問があれば御発言をお願いします。

お願いいたします。

○石倉委員　資料28の学童のところ、先ほどお話しいただいたんですけど、現状においては、希望者全員が入れるという状況になっていると思っていて、なぜかという、今の定員で要するに条件をつけて定員に収めるか、それとも、今、学校の教室を借りて暫定的に増やしていくのか、根本的に予測を生み出して増やしていくのかというのは、もう前回の話をすると、結局現状の方針とすると、希望者全員入所というのは維持しつつどう対処するかという方針というのは立てていますか。

○児童青少年課長　学童保育所の入所に関してでございますが、現在、これまでどおり全入制を維持しているところで、希望される方に関しては入所していただいているというような状況となっております。

○石倉委員　そうすると、ただ、学童数が増えると、当然希望者数は基本的には比例して増えてく

ら思っていて、そのときに、また教室を借りるとかいうことを対処療法で繰り返していくと、どこかで限界が来る気がします。先ほど不便だとか不都合が生じているという話があったかと思って、教室を使ってやるので、そうすると、もしかするとどこかでいわゆる条件みたいなのをつけて、つまりほかの自治体さんとかって、結構高い金を払って私立に入れるとか、私の会社の同僚とかでも結構聞くんですけど、そういうところはまだ今のところ考えていなくてというところで、基本の方針のそういうことで認識は合っていますか。

○児童青少年課長 現在全入制を維持しておりまして、入所希望者数、こちら資料28を見ていただきますと、令和5年、令和6年と伸びていくような状況というふうな予測になっております。そうした状況の中で、現在学校さんのほうの御協力をいただきながら、暫定的な学童保育というところで、特別教室などを利用し、保育を行っているような状況がございます。ですが、それ以外にも民設民営や賃貸物件など、そうしたところで場所を少しでも、お子さん、学童保育の児童を受け入れられるような場所というところで考えていかななくてはいけないというところの課題は持っておりまして、他自治体などでは取り入れております民設民営、先ほど委員おっしゃいましたような民間学童保育所というところに関して、現在、他自治体の調査などを行いながら、小金井市としてどういった形であれば可能なかというところの検討を行っているような状況でございます。

○石倉委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、量の見込みを考えると、これは斜め、こういうふうに右肩上がりになっていくことを考えると、当然学校の児童数は増えるということは、教室を使わなければならないので、そうすると、もともと貸せる前に1学年6クラスとか5クラスみたいなことが多分起き得て、そうすると、使おうにも多分教室がそもそも使えないみたいなのに陥ると思うので、今おっしゃっていただいた、民設民営とかも含めたほかの自治体を参考にするとかどこかを借り上げるとかという形で、やっぱり小金井のよさって全員入所、希望入所というところが、なかなか自治体の中でもないところが増えてきていると思うので、ぜひ実施していただきたいなと思っていますので、何とか、お金があれば、じゃぶじゃぶ払えば建物ぼんって造ってというのはできるんでしょうけど、そんなに湯水のようにお金が出てくるわけじゃないので、ぜひそこは工夫していただければなというふうに思います。ありがとうございます。

○倉持会長 ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。

○水津委員　今の学童保育のちょっと延長で、民設民営というお言葉があったかと思うんですけど、その辺のところ、基準で、そもそも学童保育って保育園よりも少し基準が曖昧なところがあるかなと法律的に思っているんですけど、その中で、小金井の学童保育をどういうふうに質を維持するというか、どういうふうにお考えなのかとか、あと、民設民営のところだと、おっしゃったようにかなり高額なところが実際、小金井市内にもありますよね。アフタースクール的なことをやっていたら企業があるんですけど、そういうところとのすみ分けというわけじゃないんですけど、何をもって子どもの、小学生の放課後の保障をするのかというものをちょっと御検討いただきたいところだし、お示しいただきたいところだと思うんです。実際に、学校ではもう教室を空けてもらうことはほぼほぼ10年ぐらいは不可能に近い状況の中で、民設といったときに何をもって民設なのか、どういう形で学童保育の別の場所、今学校に共存している部分からどうやればいいのかとか、その辺のところ曖昧なまま、何となく時間が過ぎて、子どもが減ってくる可能性を待っているようにちょっとうかがえちゃうところもあるので、少し、今でも、今の状況も学童保育の状況がとてもいい状況であるとは思えないんですよ。定員オーバー、しかも利用率80%だから認められているという、それでもオーバーしているという状況で、健全な子どもの放課後が保障されている状況とはちょっと言い難いかなという部分もありつつ、その辺のところの改善をもう少し方針というか、プランを共有させていただきたいなというふうに思っています。

○倉持会長　ありがとうございます。

そのことについてはいかがでしょう。

○児童青少年課長　ただいま委員おっしゃいましたように、確かに建物をというところは課題としては大きいところかなと思っております。そして、学校施設を利用させていただいているところも、同時に子どもも、学校のほうのお子さんたちも増えている状況の中で、放課後というところでどこまでまた検討していただけるのかということも、また学校だけではなく、こちらといたしましても、民間の力を借りながらというところは考えていかなくはいけないというふうに考えておりますが、今すぐ何かということもなかなか難しいところではございます。確実にこうして子どもたちが増えていくというところに関しては何らかの形というところまで、大変申し訳ないんですが、ほかの自治体などの状況なども聞き取りをしながら、小金井市としてどういった取組ができるのかと

いうところは今後も検討を続けていきたいと考えております。

○倉持会長　　のびゆく子どもプランの次の中には、その辺はちゃんと書けたらいいのかなというふうには思いますけれど。

ほかにかがででしょうか。

○石倉委員　　資料29の先ほどお話があったんですけど、資料24の中身を見ながら、コメントを見ながら同じような規格になっているみたいな話がありまして、今年、今10人とか14人とか日帰り型、4月から3か月だと1か月3人とかなんですけど、これって予想どおりなのか。それとも多いのか少ないのかというのが、やっぱり個人的な感じで言うと、物すごい少ないという感じがするんですけど、こんなもんなのですかというのがあって、そこを聞きたかったんです。

○健康課長　　利用する前に登録というのをやっていただくんですね。登録の数とかはかなり多くて、それに比べると、実際の利用というのは月に3件とかだと少ないかなというのは、確かに印象どおりかなと思います。ちょっとハードルというか、わざわざ家を空けて、子どもも一緒に連れてきて、それから、一定あまり自由にといいよりも、やはり少し疲れたときに休んでいただきたいというところで、お金さえ払えば自由にといい、そういう制度とはしてないところで、一定自分で少し助けてほしいみたいな気持ちが上がったときに利用していただくというところからいって、こういう数になっているのかなというふうに思っています。

○石倉委員　　何かというと、御質問させていただいたのは、中身のソフトの使い方とかハードとか含めて運用の問題なのか、単純にプロモーション、宣伝の問題なのかというのが多分あると思うので、いいものを、いい施策を打っても市民に届かなかつたら意味がないじゃないですか。そんなことやっていたんですかと言って終わりで、自己満足、すみません、厳しくなってしまって、そういう制度を打ちました、でも市民に届かないと意味がないんで、せっかく汗かいて夜中まで働いて知恵絞ってやっていただいているんで、それがもしも届かないとすると、やっぱりちゃんと市報こがねいとかだけじゃなくて、何かしらもう少し、今ちょっと答えはないんですけど、せっかくやっているものであれば、ちゃんと市民に届くような仕組みというのも、そこもセットで考えていただけると、多分こうやってお困りになっていらっしゃるお母さんとかはいいのかなと思います。

もう一個の自治体の施策というふうに言っちゃいけないんですけど、やっぱり登録は多いけど使い勝手がとか、それがお金の話なのか、わざわざ行くのかという話なんです

けど、もしもこれをやっぱり使うことによって、まさに少し楽に、精神的に楽になっていただきたいとか、少し子育てもみたいな話をすると、もう少し負担額みたいなところを、今6,000円が3,000円になったという話、結構3,000円も大きな金額だと思っていて、こういうところも見直すともっといいのかな。ワンコインまで言わないけど、結構3,000円って大きいじゃないですか。昼ごはん4回分、僕お小遣い制なんで少ないので、6回分ぐらいだと思うんですけど、そういうところまでセットになると、もっともっと、ああ、小金井市に住もうかなとか。流山とかあの辺って、子育てにいいまちとかって、結構どんどん人口流入が増えていますけど、そういうこともあると人口流入が増えて、増えるとさっきの学童みたいな問題が起きるかもしれませんが、ただ、変な話、税収も増えてみたいな話になるので、そういうまちづくりも意識していただけるといいかなというふうにちょっと思いました。感想も含めてです。

○倉持会長 令和2年度から令和3年度はすごく増えていると思うんですけども、その増えた理由とか何か分析なんかというか。

○健康課長 先ほどのプロモーションとかの話とかとつながってくるんですけども、周知については全数、皆さんと出産前から面談をしたりとかするのがあって、こういう制度がありますよというのをほとんど全ての方に直接お話を、大体面談率とかが7割ぐらいはあるかと思うんで、それぐらいの方に、こういう制度があるというところは周知できていると思っています。ただ、やはり選択肢というか、病院1か所だけ、小金井市の場合は産後ケアをやっているんで、選択肢が病院というところしかないという。それから、小金井は、出産できる病院というのは桜町病院1か所だけというところがあって、市外で出産される方も多いんですね。そういった中で、初めてのそういう病院に行こうというところのハードルもちょっとあるかなと思っていて、先ほどの何で2年目が増えたのかなというところからいくと、1回使ってみて、これだったらもう1回使ってもいいかなというのとか、そういったものも、1回ハードルを越えると次の利用のハードルが下がっていくという部分もあって増えたのかなというところがあって、その辺りは、我々も選択肢を少し増やしたいというところは思っていて、この病院以外にも、市内ではなかなか資源がないので近隣市とかになるのかもしれないんですけども、ほかの選択肢も提供して利用のニーズをさらに上げていきたいと考えているところです。

○倉持会長 出産前に見学ツアーみたいなのができるといいなという感じです。ありがとうございました。

ほかにかがでしようか。

○喜多委員　私の申し上げたいことは、今までの話とちょっと違う話なんですけれども、具体的には、評価表3の重点事業のみというところに、子どもオンブズパーソンが、先ほども資料31というところで前田さんに御紹介していただいたとおり、いよいよ今年の9月に開設されるということで、点検・評価でいえば、まだ実施は、これから9月から実施ですので、ちょっと違う問題なんですけれども、ただし、今まで議論してきた子ども施策に関する様々な点検・評価の手法というのが、何か数値的な目標、達成度とか、あるいは運営形態が適切かどうかとか、あるいは経済的負担、公的負担はどのぐらいがふさわしいかというふうなレベルでの点検・評価の手法だったと思うんですが、今度出てくるオンブズパーソンの問題は、実際子どもたちが悩んでいるいじめの問題とか虐待とか、様々な子どもたちの悩みをちゃんと受け止めて解決していこうという、安心・安全という視点で子ども支援の施策を進めていくことに関する点検とか評価というのは、残念ながら数値ができない、あるいは従来の手法ではなくて、やっぱり本当に子どもたちにその施策が届いているかどうかを、そして子どもたちがどういうふうに本当に救われているのか、安心を獲得しているのかというところを掘り下げていくような手法が必要になってくるかと思えます。

そして、私はもともと2年ぐらい前ですか、この委員会の子どもの権利部会のサポートとして、特にオンブズの設定のときにお手伝いさせていただいて、今回、この委員会に私が参加させていただいているのも、実はこのオンブズが今後実施された後、どういうふうな点検・評価が可能なのかということをごひ皆さんと考えさせていただければということなんです。オンブズパーソンの制度というのは、残念ながらまだ点検・評価の手法というのはあまり開拓されていないんです。もともとオンブズはいいことをやる人たちなんだというんで、オンブズの評価というのを、いわゆるモニタリングをあまり制度的には今まで考えられてこなかったんで、ただ、大分もう10年、20年、各自治体で始まっていくと、やっぱりオンブズそのものが市民からどこまで受け入れられているとか、子どもにとってどういう役割を果たしているかということをごそろそろ点検しなきゃいけない時期に来ていますので、そういう意味では、今度はもう8月に権利部会がありますので、そこでそういう今後の点検・評価の方法について検討させていただいて、この委員会でぜひ御検討いただければと思っております。多目的な、つまり今までの評価手法とは違う方法も取り入れるということが重要ではないかなと思っております。

あわせて、実はまだ早いかもしれませんが、こども基本法が6月15日成立しまして、これは会期末ですね、こども基本法というのは、こども家庭庁の関連法として成立しているんですが、条例に実際大きな影響を与える法律で、こども基本法の11条に、国や地方自治体はこども政策の立案、実施、評価に際して、こどもの意見を反映させるための適切な措置を取らなきゃいけないという、そういう条文が入ってきているんです。ですから、今後地方自治体は、子ども施策についての立案、実施、評価に関して、子どもたちの声を反映させていく、あるいは、子どものための施策なんだから子どもに聞かなきゃ分からないというのはある意味では当然のことなんですけど、そういう点検・評価の原点だとか、本来のところ今、国がそういう政策を取り始めてきていますので、今後、この委員会で子どもたちの声をどう反映させるかという議論をぜひまた検討、これをこれからの検討課題として御議論いただければと思います。私たちはまずオンブズで検討させていただきますが、恐らく今日議論されている学童保育とか保育所の問題も、子どもに聞かなきゃ分からない面も出てくると思うので、子どもの気持ちを重視したやはり点検・評価をどう進めるかみたいなのは、また御検討いただければと思います。

○倉持会長 いい意見をありがとうございます。

これについて何かいかがでしょうか。この中でも同じようにスクールカウンセラーの配置についての御質問、御意見のところ、そこら辺の質的な評価について御意見いただいているのかなと思います。何かあれば。

○宗片委員 子どもの居場所委員会とか、やっぱり子どもがどう思うのかが大事かなと思っていて、大人がやっぱりこういう場を用意したらいいのかを決めたり、じゃ、やっぱり子どもの声、子どもが自分がいたいという場所というのは、やっぱり子どもの意見を聴いてみたいかなと思っています。こういうところをベースにしてという意味では、やっぱりオンブズパーソンというのも、権利というときに子どもがちゃんと本当に権利を感じられているとか、自分も持っているとと思っているのかなとか見ながら、アンケートみたいなものがあるといいかなと思っています。それはオンブズパーソンだけじゃなくて、そういう子どもの居場所というものはやっぱりそういう声を聴いてやるといいかなと。

○子ども家庭部長 まず、喜多委員からございました今後のオンブズマンの点検・評価というところでございます。本当に喜多委員や水津部会長を始め、皆様方の本当に御協力があって、9月1日の開設が見えているところまで来たところでございます。今後、部会のほうを開催させていただいて、今までの状況とか顔合わせをさせていただき、子どもの部会の

中で検討課題に挙がっていたものの御報告もあるかと思っております。それと付随して、今後どのような形でそちらのほうを点検していくかというところで、部会の中でも市民向けに報告会とかというふうな御意見もあったかと思っておりますし、様々な手法があるかと思っております。我々としては、現在部会というものを存続をさせていただいているところがありますので、そういったところで議論をさせていただきたいというふうな形の考え方を持っております。

それと、今、喜多委員のほうから子ども基本法のお話がありました。たしか子ども基本法の中でも、子どもの計画というところが策定の義務に入ってきて、今、我々、のびゆく子どもプランというのが多分来年度からアンケート調査をして、新たな計画という形になり、子ども基本計画ともしかしたら名前が同じような形に変わったりとか、そういった動きがこれから通知が来るのかというふうに思っております。現状でいきますと、今までアンケートをお子さんから取って、それに関して施策を我々として考え、そこでニーズ、需要と供給とかを調査し、また新規事業、重点課題とかいうふうな形でここで議論をさせていただいてきたかと思っております。ただ、子どものアンケートを取ったところはいいんですけど、子どもの意見を聴いてなかったかというところは今度の検討課題というところで、前回策定したときに思っていたところもございまして。いずれにしても、次期計画がもう来年度から少し動かなければいけない。そうしますと、委員さんの任期とかいろいろ入れ替わりがまたあるかもしれませんが、皆様方にこういうふうな形で計画をしていきたいというところの議論になっていくと思っております。

それから、こういった今度子どもの意見をグループワーク的な形でいくのか、どういうふうな形でいくのかというものは部局のほうで考えさせていただいて、皆様方と御議論させていただきたいというふうに考えておるところもございまして、すみません、大卒のくくりになりますけど、私のほうからその旨御発言だけさせていただきます。

○倉持会長 ありがとうございます。

今2期について検討しているところですが、今度、3期ののびゆく子どもプランのほうも、9月以降ぐらいには検討していくことが必要になってきますので、そのときに、どういう方法で子どもの意見を集約できるのかも併せて考えていかなければというふうには思います。また、それらの部会で少し案など練っていただくとスムーズにいくのかなというふうに思っているところです。ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。

○宗片委員 学童保育所の話、場所がないっていうのもあるんですけど、人がいないというお話が出てくると思うんですけども、大規模化で人が、指導員さんを増やさないといけないというときに指導者の成り手がなくて、有資格者限定で募集していてもなかなか集まらないので、無資格者でもよいということにして、何とか人を増やさなきゃいけないという話が出てくると思っているんですけども、そのところで、じゃ、無資格者の人が来たときに、研修とかをしてやっぱり保育の質を上げましょうとか、そもそも有資格者が来ない理由が、待遇がまだ改善し切れてないので待遇を上げないといけないんじゃないとか、そういう議論があると思うんですけども、現状でその点どうやったら質が上がるかということの方針がもしおありでしたらお聞かせください。

○児童青少年課長 今、委員がおっしゃいましたように、学童保育自体は大規模化しております、それに伴う指導員の配置というところも課題となっております。実際に、現在の小金井市の学童保育に関しましては、有資格者の指導員で構成されているような状況になっておまして、なかなかそうした中で、有資格者の方、直営の場合、会計年度任用職員さんの月額制、また、時給制という方々がいるわけですけども、募集をかけておりますが、なかなか応募のほうをいただけない状況であったり、途中で何らかの都合によりましてお辞めになってというような状況があり、現在も募集を継続しているというような状況ではございます。そして、無資格者というところではございますが、一定検討していかなくてはいけない内容だとは考えてはおります。そして、今のところなんですけれども、直営の場合、まだ具体的にどういった形で無資格者の方にお願ひしていくかということころまでは検討は進んでいないような状況ではございますが、子どもたちに対する指導員というところは、やはり保育に関わる部分で、学童保育に関わる質の部分に関わる部分でもございます。ほかの自治体などでも無資格者を導入しながら保育を行っている状況も把握はしておりますので、そうしたところ、どういった形で質の向上、無資格者であったとしても、例えば子育て経験のある方たち、そうした経験を生かして学童保育に関わっていただくことができるのか、研修などを行う、どのタイミングで行うのかということころも含めて、こちらも検討していかなくてはいけない課題だとは考えております。

○子ども家庭部長 すみません、少しだけ補足させてください。

先ほども水津委員のほうから保育の質という話もあったかと思ってございます。それと併せてなんですけれども、学童保育所につきましては、9つの学童の保護者が代表し

て、この会議体とは別に運営協議会というものがあり、そこで毎月議論をさせていただいております。学童保育につきましては、いわゆる運営基準というものを保護者と一緒につくってきたものがありまして、それを担保に直営、委託所かわらず運営しているというものがございます。その中で、今回、そこには保育の質の一つの確保というところと、あと目指すべき姿というところをうたっておりますので、そこに関して、それぞれ職員のほうで対応していただいているというところが経過としてあります。

先ほどの資格職の有無というところに関しては、それぞれ自治体によりまして、いわゆる非常勤さんだけで運営している自治体もございました。今もあります。また、正規の職員、いわゆる我々市の職員が、うちは今3人、おおむね3人体制でやっていますが、1人の中でも運営している、本当に成り立ちがまちまちなんですね。午後から運営しているところ、午前中は、うちは広場事業をやっていたりとか、本当に学童というのは、そもそも論としての成り立ちが各市まちまちというところで、平成27年に子育て新法というものの中で、いわゆる最低基準というものを各自治体は条例を定め、その当時子ども・子育て会議の中でも議論させていただいたというところがございます。

今回の指導員不足につきましては、現状、委託所も含めてなかなか職員の確保も難しいという状況もあり、その代わり、先ほど申した運営基準の中で明確に対応していく内容、研修も含めて記載をさせていただいて、一定我々としましては、いわゆる学保連側さんには御理解をいただいて進めさせていただいたというふうな形と、やはり導入に当たっての検証もしていかなければいけないというふうな思いも持っておりますので、その辺は若干補足という形で、私のほうからも答弁をさせていただきます。

○倉持会長 ありがとうございました。

○宗片委員 今現在は無資格者の方はいらっしゃらなくて、来年度以降の募集でそういう方が入ってくる可能性があるのでしょうか。

○児童青少年課長 現状におきましては、無資格者の方はおりませんで、有資格者のみで学童保育を行っております。直営の場合、いつのタイミングでというところまでは検討は進んでおりませんが、まだほかの自治体さんの様子を確認しながらというところで、先ほど部長からも説明ございましたが、やはり学童保育所の保護者の皆様の御理解というところも非常に大切なところではございますので、そういった方々に丁寧に説明しながら、またどういった形の保育を市として提供していくことが求められているのか、そして保護者の皆様がどういった保育をというふうな、そういったお考えなども聞きながら進めさ

せていただくことになるかと思しますので、すみません、いつの時期というところはこの場では申し上げられないところです。

○子ども家庭部長 一応委託所につきましては、今プロポーザルの選定をさせていただきます。ただ、いわゆる加配といわれる部分、20人に対して1人の部分、または障がいのお子さんに対して1人配置をするというところにつきましては、現在、プロポーザルの仕様書の中では、資格の有無を問わないというふうな形で、学保連側と調整が整っています。ただ、現状はそのまま今いらっしゃるの、資格を持っている方がいらっしゃいますので、どの時点で完全に事業者さんも入るかというところはそのときになって分からない部分があります。ただ、資格のない方でも、2年間そこで勤務をしていただければ、いわゆる保育士さんとか幼稚園教諭と同じように資格を持つ形になります。学童保育の場合、この資格だけを持っていただければ指導員にはなれずに、いわゆる東京都、国の研修を受けて初めて正式な指導員というふうな形になります。ただ、本市の場合は、いわゆるそちらのほうも研修に行ったこととみなすというふうな形で条例のほうを定めておりますので、そういった状況があるということだけ、すみません、報告だけさせていただきます。

○倉持会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○宗片委員 非常に丁寧に進めていただいている、例えば保育所と一緒に検討しながらというところを考えていただいて非常にありがたいと思っています。

先ほどの話だと、結局、じゃ、次のプロポーザルがあった学童保育所から無資格者の方の可能性はあるというのか、それとも全学童に対して同じ基準になるのかという辺りは、どちらになりますでしょうか。

○子ども家庭部長 現時点では、今プロポーザルをやっている2所ございますので、そこから導入をされるという形になります。その前の、今もう委託をしているところにつきましては、一定期間この条件でお願いをしているという経過がありますので、そこを変えるというところはなかなか難しいので、そこにつきましては、次のプロポーザルという形からの導入というふうな形になるというものだと思います。

○宗片委員 ありがとうございます。

正直、有資格者の方、我々もそういうところ、有資格者基準っていろいろあって、教育、教員免許を取っていればいいのか保育士の資格があればいいのか、中身がいろいろある中で、小金井市って結構厳しい基準を持っていて、やっぱり結構保育の質を考えてやってくださっているんだなというのを理解していて、そこが厳しいがゆえに集まらな

いんだと本末転倒だったりするので、やっぱりなかなか人が集まらないのであれば、無資格者の方をきちんと研修して、有資格者と同等のスキルに上げていくという方法は個人的にはいいのかなと思っていますので、ぜひ研修であるとか、有資格者と同じようなスキルを身につけたりだとかも含めて、無資格者の方を指導員として配置する、どうあるべきかという辺りを引き続き御検討いただけるとありがたいかなと思います。よろしくをお願いします。

○倉持会長 ありがとうございました。

○谷村委員 宗片さんは優しいのでそういう言い方になっているのかなと思って。今の議論の中で、質の話や担保の話しているいろいろ御回答いただけたと思うんですけど、人を集めるというところに関して、資格を外せば集まるんじゃないかなというふわっとしたような回答に終始していたのかなと思って、根本的に待遇を上げないと多分厳しいんじゃないのかなと、僕はずっと思っていて、この何年か多分議論させていただいているかなと。そこら辺の計画ってあったりするんですかね、待遇に関して。改善の話で。

○子ども家庭部長 これは保育園も同じだったんですけども、今年の2月、9,000円というのがちょっと話題になった、処遇改善で9,000円上がるというのが保育士さんであったり学童保育所であったりというのが話題になったところ、皆さん方記憶があるのかと思うんですけども、一応学童保育とあと保育園、民間園になりますけども、そちらのほうにつきまして、処遇改善というところで、学童保育の場合ですと1万2,000円が基本基準、保育園につきましては、ちょっと細かく言うと公定価格とかがありますので、また職員数に応じてその園によってになりますけども、そういった関係で、処遇改善というのは学童保育に関しましては、委託所につきましては、その分、処遇改善分を増やした形で今年度算出、昨年2月、3月分、それと今年度分という形で委託料を増額させていただいており、次のプロポーザルについても、その分も加算させていただいた形で、処遇改善の分も市として対応させていただいているという状況でございます。

○谷村委員 9,000円という額は多いと思われていますか、少ないと思われていますか。

○子ども家庭部長 保育士が一番分かりやすいのかなと思いますけど、全平均の中でかなりまだ給与が行きわたっていないというふうな声もあれば、キャリアアップもされてそれぞれが対応されている所もあります。一番難しいのは、やはり職員数を厚くするという形になれば、当然国、うちから入ってくる、どうしてもいわゆる最低基準に基づいた形の金額しか入ってこない。ですから、そういった形でなかなか分配のところも問題である。職員数が

多ければ、言い方ですと、事業者さんの負担とかというところの問題もあるかというところで、なかなかこの辺がやはり悩ましい課題というふうな形というところはよく新聞でも記載されているとおりにいうふうな形で、我々としては認識しております。

我々としても、保育に関していえば、例えば宿舎の借上げであったりとか、国や都の活用はさせていただいている。どちらかというところ、学童保育というのは今まで行われていなかった分野かというふうに思っております。ただ、我々からすると、そのほかに子どもに関わる部分、例えば児童館であったりとかその他相談業務であったりとか、そこもやはりその部分も上がっているわけではないというところもありますので、ポイント、ポイントだけというところでお答えするというのはなかなか難しい位置であるということだけ、すみません、御理解をしていただきたいと思います。

○倉持会長 ありがとうございます。

 そのほかいかがでしょうか。お願いいたします。

○鈴木委員 資料25の宗片さんの意見のコメントについてなんですけども、これの5ページ目に宗片さんからの質問で、いじめなどの対策についての質問がありまして、どういうふうにされているのかということ、実施結果は公表されているのですかという質問があるんですけど、それが僕も非常に気になる場所なんですけども、年3回アンケートを実施していて、学校が気になる記述があった場合には丁寧に聞き取りを行いというふうになっていますよね。つまり、学校側が気にならなかつたらそれでおしまいというふうにとられるので、これすごい穴のあるシステムじゃないかなというふうに思います。穴をふさごうと思ったら、多くの人で確認することしかないと思うんですけども、その次にいくと、アンケートの結果については公表しておりませんと書いてあるので、これはもう駄目なんじゃないかと思うんですけども、ここについての改善とか考え方とかを教えてくださいんですけども。指導室の方っていらっしゃいますか。

○子育て支援課長 すみません、今日は教育委員会の所管の者が出席しておりませんので、今いただいた御質問に関しては、後ほど確認をさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員 よろしく申し上げます。

○倉持会長 鈴木委員のほうで何か案とかあったりしますか。

○鈴木委員 少なくとも公表して、もうちょっと多くの人に見られれば、少し穴がふさがると思うのに、やり方として閉じているように思うので問題があると思っています。ここに関しては、実態調査の実施に対して計画がされていて、していますのでオーケーなので、アン

ケートさえ取って気づきませんでしたでも、もうこれ予定どおり進んだということなので、何かしら改善をするべきだと思います。しかもいじめ問題なので、徐々に改善していきましょうじゃない類いの問題なので、もう早急に最大限のてこ入れをしていかなければいけませんので、すみません、御対応お願いします。

○子育て支援課長 確認します。

○倉持会長 ほかにはいかがでしょうか。

○萬羽職務代理 すみません、事前に意見として出していなかったことと、過去にもこれお話あったような気がして申し訳ないんですけれども、点検・評価表の7ページの4-2の3の障がい児の緊急・一時預かりの検討内容ですけれども、職員体制の理由により実施することは困難であるがというふうになって、重点事業であるし、検討すると言いながら困難であると言ってしまっていて、さらにその後、引き続き検討するというのが、困難と言いながらどう検討するかちょっと見えないので、重点事業であることを踏まえると、もう少し踏み込んで書けないのかなというふうに思ったところです。

○保育政策担当課長 こちらの件、重点にしているという状況があつて、おっしゃる部分もあるところではあるんですけれども、一時保育という施設については、それ専用の職員というのは確かに置いてはいるんですけれども、通常の保育園のほうでの保育士ですとかプラスアルファの職員の確保がなかなか難しい中で、一時保育のほうの職員もプラスで常時置いておくというのが確保の面でかなり厳しい状況というのがあります。通常の認可保育所に通うお子さんであれば、そのお子さんの状況なども確認しながら卒園まで見ていくということになると、確保と保育についてもある程度形づくっていくことはできるんですけれども、一時保育の場合ですと、一時的な御利用というところで様々な対応が必要になってくる可能性があるもので、なかなかそういった状況での職員の確保というのが難しいというのは、一時保育を行っている公民問わず、公立、民間問わず抱えている課題かなというふうに思っております。

あと、のびゆくこどもプランということで、子ども家庭部の所管というところで、保育所における一時預かりというほうが重点になっているということもあるんですけれども、やはり障がい児の方の預かりという視点になりますと、保育所のみで全てを受けていくというのがなかなか難しい状況もあります。その一方で、通常の障がい施策のほうの通常の施設というのも、対応するところにやはり限界があるのは同様な状況もあるものでして、現実的になかなかわかりに解決するような状況がないことから、このよう

な書き方をさせていただいている状況が続いているのは確かかなと思っております。預かりの部分については、今後も保育だけではなくて、障がい施策の担当課と一緒に相談しながら、少しでもよりよい方向に検討していきたいというふうには考えているところでもあります。ちょっとお答えになっていない部分もあるかなというふうに思いますが、やはり人材確保と一時預かりという内容から、なかなか受ける側としての課題が大きいという状況があるということだけはお伝えさせていただきたいと思います。

○水津委員　私も一時預かりで仕事していたことがあるので、あそこで障がいがあるお子さんを一時的に預かることが不可能に近いことは分かります。それをプランの重点に入れているということ自体がやっぱりちょっと無理があるので、障がいがあるお子さんを一時的に預かる方法をほかに見つけるとか、そういう方向にしないとやっぱり未来永劫この形が続くのかなというふうに、この文章の書き方そのままになりますよね。それは外から見たときに非常に物すごくお役所的な文章にしか見えないので、ちょっと残念な感じを受けるんですね。だから、それであれば別の方法をとというような提示の仕方も、方法は必要かなと思います。

あと、それと重ねて、先ほどの指導室の返答の話も、この点検・評価が資する問題というのは、これでいいと言えそうなんだけど、でも実際には、教育委員会でもいじめ対策をいろいろ行っていますよね。そういうこともあるし、あと、オンブズパーソンがあるんだからその連携とか、いろいろなことがあるので、お答えが非常に紋切りで次につながらないというのを、どれを読ませていただいてもちょっと残念なので、お忙しい中でその数を叩いてそういうものを出していく苦労はすごく分かるんですけど、皆様真剣に質問を考えていらっしゃる中で、返答についてももう少しお声をいただけるとありがたいかなというふうに思います。

○倉持会長　重ねて質問なんですけど、重点事業以外の事業の18ページのところで、3番の障がい児の緊急・一時預かり、自立生活支援とのつながりというのはどうですか。

○保育政策担当課長　プランとしてのつながりという視点で申し上げますと、プラン上は障がい児の緊急・一時預かりという大きな項目の中に、保育所での預かりと保育所以外でのいわゆる障がいの視点を中心とした預かりと2段に分かれておりまして、そのうちの保育所についてが重点というような扱いになっているというところなので、現実的に利用される方の立場に立つと、重点と重点以外ということではなくて、御本人の状況ですとか施設の空き状況、あとはサービスの使い方など、それから障がいの度合いですとか、様々そう

いった視点で振り分けられるというか、選択されていく部分もあるのかなというふうには思っておりますので、ただ、重点という形を保育所だけにしたので、評価の評価表が別々に記載しているというところからちょっと分かりづらくなっているというところはあるのかなというふうには思っておりますけれども、計画としてはそういうような立てつけになっているかなと思います。

○倉持会長 中身の見直しも次のときにやったほうがいいかもしれませんね。
ほかにはいかがでしょうか。

○鈴木委員 すみません、また答えにくいものかもしれないんですけど。

重点事業以外のものの3ページに、担当が地域安全課なんですけども、こがねい安全・安心メールの配信件数がありまして、数が書いてあるんですけども、安心・安心メールは僕も見ているんですけど、多くのは振り込め詐欺とか、そういうのが多いんですけど、この数は、子どもに関係するものがこの数なのか、ただ安心・安全メールを送った数がこの数なのかちょっと分からないというのがあるのと、あと、子どもに関するものって大抵不審者情報とかだと思んですけども、そういうのって過去の動向が当たれたりとか、あとその後どうなったかという、その後の状況を公開したりとか、そういうような話っていいのではないのでしょうかというのが質問ですが、どなたかお分かりになる方いらっしゃいますか。

○子育て支援係長 まず、子ども関連の安全・安心メールということですが、こちら令和3年度にしましては7件ということで、地域安全課のほうに確認しております。これまでの安全・安心メールに関して、過去のいわゆるどういったメールが送信されたかというのは、市のホームページのほうでも確認できるようになっていると思うんですが、いわゆるその案件に対する結果といったところまでは、すみません、こちらにつきましては、そこまでの情報というのは掲載されていませんで、ここはいわゆる警察署と市との関係といったところで御理解いただければというふうに思います。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○子ども家庭部長 すみません、前、この部署にいたもので一番分かるので話させていただきます。

警視庁メールとか皆さん方入っている方もいると思いますし、安全・安心メールも、あれも単純に警察のほうで、こういうメールって、我々のほうにも普通の端末にメールが来ます。それで、その情報を流している。ただ、結果に関しては、やはり我々も教え

てもらったことはないのが実際ですね。あくまでも注意喚起というところがメインで、例えば大きな事件があったとしても、それがどうなったかというのは、なかなか警察のほうからも入らないというような形の状況でございます。そこは多分今も変わってないのかなというふうなところで、あくまで冒頭の注意喚起というところが趣旨でスタートしているというところが多分変わってないかと思っていますので、すみません、補足だけ話させてください。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。多分そうかなと思って予想していたんですけども、こちら、受取り手からすると、不審者情報とかというのは、やっぱりそのままずっとそこら辺にいて思っているような生活というのは結構つらいところがあるので、何らかあるといいなという希望だけ述べさせていただきました。ありがとうございます。

○倉持会長 資料25についてちょっと。6ページの一番最後の栗田委員の質問に対して、個別指導計画の作成率は100%となっていますがの質問に対しての答えがちょっとこれどういう意味なのかなということと、それから、7ページの22番の子どもにやさしい自然環境の整備で、やさしいというのはどういうことなのかということに関しては答えてないのかなということがありましたので、改めてお答えいただければと思います。

ほかにはいかがですか。

○水津委員 本当はあまり聞きたくないんですけど、保育園のことで、今の状況でいくと、要は待機児童は11人ということで理解してよろしいですね。一方、定員が割れている園があるというふうには聞いてはいるんですけど、その辺のところとか関係とかが分かれば御説明いただけるとありがたいかなと思います。

○保育政策担当課長 待機児童、以前からお話ししているとおり、保育園入所は希望制ですので、待っていच्छる方がいる一方で空いている園もあると。お住まいになっていच्छる場所などの関係もあるのかなというふうに思っています。現状を申し上げますと、年々やはり空きが、空きというか、4月に埋まらなかったところがその後、徐々に埋まっていく状況、傾向はあるんですけども、年々空いている数が多い分、埋まっていく状況がちょっと厳しい状況になっています。

現状で申し上げますと、募集を出している数で申し上げますと、今年の5月の募集がゼロ歳児で、小規模の園も含めると74人、ゼロ歳児の募集が出ているという状況です。昨年の5月は50人台だったかなというふうに思っています、ゼロ歳児の部分の空きが今まで以上に顕著になっているというところがあります。あとは、2歳児以上に

については、これまでもそうだったんですけども、特に3歳以上についてはかなりの空きが出ているのは状況変わらないんですが、ゼロ歳児の空きについては、年々4月の段階で空きが増えている状況があります。直近の数字で申し上げますと、8月入所の募集で申し上げますと、今日現在ですけれども、ゼロ歳児については現在募集しているのは49人という状況となっています。現実問題として、特に小規模さんを中心に1歳児についても5月から1桁台ですが、募集が出ているという状況が続いていますので、待機児童11人という状況はあるんですが、園の空きは今までよりもさらに大きい状況になっているというところでもあります。

○水津委員 ありがとうございます。

おっしゃるように、小規模園ですとかのところに空きが多いということだと、園の経営がちょっと心配になってきてしまうところがあって、そのターゲットに広げてもらって認可してというところは、やはり定員が割れることによって経営がいかなくなると、全体に影響が出るのかなという懸念もありますし、あと、なぜそういう状況が起きているのかなということも、背景はどうかの、単に駅から遠いだけなのか、就業時間がやはり長い方が多いからどうしても駅前じゃないという状況なのか、その辺のところ、あと、小規模園に対するよりも、やっぱり大きい園のほうが変わらずにゼロ歳から5歳までいけるというような御希望とかというのももちろんあるだろうし、その辺のところの背景みたいなのも少し調査をいただけたらなというのと、小規模園に対して、少なくなっているから、それでも人を多分配置しなきゃいけないし維持するものもたくさんあると思うので、すごく状況がどうなっているのかなというふうなのを思いはせるとちょっと胸が痛くなりますので、その辺のところのバランスを全体としてお考えいただければというふうに感想というか、そういう思いがあります。

○保育政策担当課長 今いただいた御意見に対してのきちんとしたお答えにはならないんですけども、過去にこちらも小規模園についての考え方の中では、今、手元にすぐ数字は出ないんですが、希望園を書くに当たって待機児童対策の一つとして、なるべく多く書けるように年々書ける園数を増やしていったときに、小規模園だけ、例えば今16希望まで書けるんですが、そのうちのたしか後ろの6個分くらいは小規模しか書けないような、そういうふうな工夫を数年前から行ったりもしてきました。ただ、それで全てが解決するというわけではないんですが、こちらも状況を見ながら少しずつですけれども対応している部分はございます。ただ、今、水津委員がおっしゃっていただいた状況というのは、そ

れでどうにかなるという感じではない部分もあるかと思っていますので、御意見としてはきちんと伺って受け止めさせていただきたいと思います。

○倉持会長 ありがとうございます。

時代の流れとともに保育所の役割もいろいろ変わってきているところで、入所基準も含めて、いろいろ考えていかなければいけないところがあるのかもしれないですね。

ほかにはよろしいでしょうか。予定の時刻が迫ってきたんですけど、まだ意見を言い残している方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉持会長 では、事務局から連絡があるということなので、事務局からお願いいたします。

○子育て支援係長 本日は欠席委員もいらっしゃいますので、後日改めてメールでお知らせしますが、資料24につきましては、次回子ども・子育て会議において、報告書「のびゆく子どもプラン 小金井」事業進捗状況に対する令和4年度評価としてまとめていただく予定です。報告書に載せたい意見等がある場合には、令和4年7月24日日曜日までにメールにて事務局まで御提出ください。

○倉持会長 ありがとうございます。7月24日までということで非常にタイトなスケジュールですけれども、意見のほうまとめていきたいと思いますので、ぜひ御協力よろしくお願いたします。

それでは次第の(3)は以上です。

○子育て支援課長 すみません、会長、よろしいですか。

○倉持会長 はい、お願いいたします。

○子育て支援課長 先ほど資料25について何点か回答について、指導室のほうと、あと環境政策課のほうで、回答に対してちょっと足りないのではないかというような御意見をいただきました。こちらに関しましては、確認のほうをさせていただきまして、また事前に回答をお送りさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○倉持会長 ありがとうございます。

○保育政策担当課長 もう一ついいですか。

先ほど私のほうでお答えした中で、希望の園の数のお話をさせていただいたんですが、数字に誤りがありましたので訂正をさせていただきたいと思います。

入所希望16希望まで書けるんですが、13から16までの4つの希望については、小規模さんしか書けないという制度に今なっておりますので、6ぐらいと申し上げたん

ですが、4ということになりますので、申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

○倉持会長 ありがとうございます。

では、次第(3)は以上といたします。

次に、次第(4)その他を議題といたします。委員の皆様方から何かございましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、最後に事務局から次回の日程についてお願いいたします。

○子育て支援係長 次回の日程ですが、8月26日金曜日18時30分からこちらと同じ801会議室にて開催する予定ですが、開催日直前の感染状況等により、ウェブ開催の御相談をさせていただく場合がございますので御了承ください。

事務局からは以上です。

○倉持会長 コロナの様子が気になる場所ですけれども、今回はウェブ開催の可能性もあるということで御了承ください。

それでは、本日の審議事項は以上となります。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —